

山口県景観条例

(目的)

第一条 この条例は、良好な景観の形成について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、良好な景観の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、県民共通の資産として、現在及び将来の県民がその恵沢を享受できるよう、持続的にその整備及び保全が図られなければならない。

- 2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その整備及び保全が図られなければならない。
- 3 良好な景観は、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。この場合において、良好な景観が県民共通の資産であることにかんがみ、地域住民のみならず、良好な景観の形成について関心を有するすべての者の意見が併せ考慮されなければならない。
- 4 良好な景観は、観光その他の地域間の交流の促進に大きな役割を担うものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、県、事業者、県民その他景観の形成に参加しようとするすべての者により、その形成に向けて一体的な取組がなされなければならない。
- 5 良好な景観の整備又は保全に当たって、一定の生活様式の維持、定期的な作業の実施その他特定の人々の生活についての制約が生ずる場合には、当該制約が生ずることとなる者の意見が十分に考慮されるとともに、当該景観の整備又は保全について、良好な景観の恵沢を享受することとなる者の自主的かつ積極的な協力が得られるよう特に配慮して行われなければならない。
- 6 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含むものであることを旨として、行われなければならない。
- 7 良好な景観の形成は、景観が、それを構成すべき個々の土地、建築物その他の工作物又は物件の外観のみならず、それを見る者の認識によって成り立つものであることを旨として、行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を通じて、基本理念に対する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(基本方針)

第四条 知事は、良好な景観の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 良好な景観の形成の目標に関する事項

二 良好な景観の形成に関する施策に関する基本的事項

三 前二号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する施策の実施に関する重要事項

3 知事は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(公共事業の実施に関する指針)

第五条 知事は、基本方針に基づき、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成を図るための指針を定めなければならない。

2 県は、前項の指針に従って、公共事業を実施するものとする。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の指針について準用する。

(年次報告)

第六条 知事は、毎年、県議会に、良好な景観の形成の状況及び良好な景観の形成に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。